

消費者及び食品関係事業者の皆様へ 鶏肉・鶏卵などの食品は安全です



あいタマ君®

愛 知 県

県内の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

このことについて、消費者及び食品関係事業者の皆様におかれましては、以下の点を御認識いただき、鶏肉・鶏卵などの食品の安全性について御理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 鳥インフルエンザは、酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられることや、通常の加熱調理で容易に死滅することなどから、鶏肉や鶏卵を食べることにより人に感染する可能性はないと考えられています。
(食品安全委員会)
- 2 鶏肉や鶏卵などを食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは、世界的にも報告されていません。(農林水産省)
- 3 発生農場の鶏の処分や、周辺で飼育されている家きんや卵の移動制限を行っているのは、他の家きんへの感染を防ぐための措置です。

問い合わせ先

(1) 鳥インフルエンザの防疫対策についての相談窓口

設置場所: 農林水産部畜産課

電話番号: 052-954-6423

(2) 食品の安全についての相談窓口

設置場所: 健康福祉部健康担当局生活衛生課

電話番号: 052-954-6297



上記相談窓口の受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで
詳細については、食品安全委員会ホームページ「鳥インフルエンザについて」
(<http://www.fsc.go.jp/sonota/tori1603.html>)を御覧ください。